


在外研究員研究報告書

2020年1月27日 受付

所 属	法学部	氏 名	坂井 岳夫	
職 名	准教授			
研究課題名	社会保障法の基礎理論——社会保険の適用構造および社会保障と私的制度			
研究期間	2017年 3月 31日 ~ 2019年 3月 30日			
滞在期間 ・滞在地 研究調査先	滞在期間	滞 在 地	研究・調査先	
	2017年3月31日 ~ 2019年3月30日	ノルトライン=ヴェ ストファーレン州ミ ュンスター (ドイツ)	Westfälische Wilhelms-Universität Münster	
研 究 費	306.6万円	研究成果の概要		別記 4,000字程度
発    表	題 目 名	発表学術誌名Vol. No.		発行年月日
	「ドイツにおける公的年金と私 的年金の連携」	森戸英幸研究代表『老後所得保障にお ける公的年金と私的年金の連携に関 する比較法研究』（厚生労働科学研究 費補助金・政策科学総合研究事業・ 2016年度総括研究報告書）		2017年5月
	題 目 名	発表学術誌名Vol. No.		発行年月日
	「企業年金の活路となるか？— —ソーシャルパートナー・モデル による確定拠出年金」	ビジネス法務17巻10号		2017年10月21日
	著 書 名	発 行 所 名		発行年月日
『社会保険の考え方——法的理 解と実務の論点』（共著)	ミネルヴァ書房		2018年5月30日	

## 研究成果の概要

坂井 岳夫 (法学部)

### I 在外研究の概要

2017年3月31日から2019年3月30日までの2年間、ドイツのミュンスター大学 (Westfälische Wilhelms-Universität Münster) において、在外研究に従事した。研究課題は、「社会保障法の基礎理論——社会保険の適用構造および社会保障と私的制度」であった。その概要は、下記のとおりであり、その一部は、坂井岳夫「ドイツにおける公的年金と私的年金の連携」森戸英幸研究代表『老後所得保障における公的年金と私的年金の連携に関する比較法研究』(厚生労働科学研究費補助金・政策科学総合研究事業・2016年度総括研究報告書)(2017年)、坂井岳夫「企業年金の活路となるか?——ソーシャルパートナー・モデルによる確定拠出年金」ビジネス法務17巻10号(2017年)、西村健一郎=朝生万里子=金川めぐみ=河野尚子=坂井岳夫『社会保険の考え方——法的理解と実務の論点』(ミネルヴァ書房、2018年)として公表している。また、上記の研究課題についての研究成果ではないが、在外研究の期間中において執筆した論文等として、坂井岳夫「労働者のプライバシー・個人情報・人格の保護」土田道夫ほか編『ウォッチング労働法〔第4版〕』(有斐閣、2019年)、和田肇=坂井岳夫「争議行為とロックアウト」土田道夫ほか編『ウォッチング労働法〔第4版〕』(有斐閣、2019年)、坂井岳夫「企業の情報管理」土田道夫編『企業法務と労働法』(商事法務、2019年)がある。

研究課題のうち、「社会保険の適用構造」に関する問題領域としては、非正規就業者への社会保険の適用をめぐる法律問題、および、自営業者への社会保険の適用をめぐる法律問題について、研究を行った。具体的には、まず、在外研究の開始前に取り組んでいた非正規就業者への社会保険の適用に関する比較法研究(坂井岳夫「ドイツにおける僅少就業制度についての考察——社会保険の適用構造に関する基礎的研究」同志社法学65巻3号〔2013年〕)を基礎として、現在、日本でも重要な政策課題であるこの問題について、日本法の政策論・解釈論に関する研究を進めるとともに、その過程で生じた問題意識に即して、再度、ドイツ法の調査を行うことで、既発表の比較法研究において採り上げた問題領域について、情報の更新や補足を試みた。また、同じく在外研究の開始前に取り組んでいた自営業者への社会保険の適用に関する比較法研究(坂井岳夫「ドイツにおける『被用者類似の自営業者』についての考察——社会保険の適用構造に関する基礎的研究」同志社法学65巻4号〔2013年〕)についても、再度、ドイツ法の調査を行うことで、既発表の比較法研究において採り上げた問題領域について、情報の更新や補足を試みた。

研究課題のうち、「社会保障と私的制度」に関する問題領域としては、公的年金と私的年金との関係をめぐる法律問題、および、企業年金の普及に向けた政策手法をめぐる法律問題

について、研究を行った。具体的には、まず、在外研究の前年度において厚生労働科学研究費補助金（研究課題名：老後所得保障における公的年金と私的年金の連携に関する比較法研究）による助成を受けて行っていた研究について、在外研究の開始後においても、ドイツ法に関する文献調査を継続して、報告書を作成した。また、在外研究の開始時において、ドイツでは、企業年金の分野で、小規模企業や低所得労働者をとくに意識して、企業年金の実施・加入の促進やその給付水準の向上を図るために、特徴的な政策手法を活用した法制度を導入しようとする議論が進められていたため（2017年7月に、この制度を導入する法改正が成立している）、当該制度を含めたドイツにおける企業年金の普及のための法政策をめぐる議論状況、法改正によって導入された新たな企業年金法制の枠組み・特徴・評価などについて研究を行った。さらに、日本の所得保障制度についても、年金保険（公的年金）、企業年金および個人年金をめぐる法制度に関してこれまでに行った調査や研究の整理を行うとともに、年金制度による所得保障と密接不可分である資産運用に関わる法制度に関しても若干の調査を行った。

## II 公表した研究成果

### 1 坂井岳夫「ドイツにおける公的年金と私的年金の連携」森戸英幸研究代表『老後所得保障における公的年金と私的年金の連携に関する比較法研究』（厚生労働科学研究費補助金・政策科学総合研究事業・2016年度総括研究報告書）（2017年）

厚生労働科学研究費補助金による助成を受けて行った研究に関する報告書において、ドイツの法制度（第3章）について分担執筆を行っている。当該研究の目的は、最も効率的な老後所得保障につながる公的年金と私的年金との連携の在り方を明らかにするための前段階の作業として、各国の法政策における公的年金と私的年金の連携の状況について比較法研究を行うことにある。本論文は、当該研究における比較法研究の枠組み（老後所得保障システムの全体像と「公私連携」の基本原則、制度実施・加入・拠出における「公私連携」、給付における「公私連携」〔給付水準における「公私連携」、給付形態における「公私連携」、給付保証における「公私連携」〕）に即して、ドイツにおける公的年金と私的年金の連携について調査・分析を行っている。

すなわち、第1節では、老後所得保障システムの全体像について、ドイツにおいては当該システムが年金保険（公的年金）、企業年金、個人年金からなる「3本の柱」によって構成されていること、現時点では老後所得の内訳をみると年金保険の役割がとくに大きいこと、しかし、少子高齢化への対応に当たっては企業年金と個人年金の普及を積極的に図っていくという方針が採られていることなどを指摘した上で、これら3つの所得保障制度の意義、枠組み、普及状況などについて整理している。

第2節では、制度実施・加入・拠出における「公私連携」について、ドイツにおける年金政策の基本姿勢について確認をした後に、特徴的な制度である賃金転換（賃金の一部につい

て、これを受け取らずに、将来の企業年金の原資に充てる制度)、および、リースター年金(個人年金や企業年金に加入した労働者に対して、所得控除または補助金支給による優遇を行う制度)に関して、紹介を行っている。

第3節では、給付における「公私連携」について、給付形態に関する終身年金への誘導策(法律上、この点に関する強行的な規制はないが、税制優遇を受けるための要件の一つとして、終身年金であることが求められている)、確定給付型の給付設計に対する法規制、年金水準の調整に関する使用者の義務、および、倒産保証(使用者が支払不能に陥った場合において、企業年金による給付の受給者などに対して、使用者が支払うべき給付を保証する制度)に関して、紹介を行っている。

最後に、第4節では、ドイツの法制度に関する小括として、ドイツでは企業年金法と所得税法を中心にして公的年金を補足する私的年金に関する法制度が形成されていることを確認した上で、このうち、企業年金法は、一方では、労働条件の保護のための伝統的な規定によって間接的に企業年金による所得保障を促進するとともに、他方では、企業年金の普及のための新たな規定によって企業年金による所得保障を促進していること、所得税法は、補助金を含めた課税方法の設計によって企業年金や個人年金による所得保障を促進しており、そこでは、老後のための適切な備えへと個人を誘導するための仕組みも導入されていること、そして、いずれの立法との関係でも、労働者の所得保障については個人年金と比較した場合における企業年金のメリットが認識されていることを指摘している。

## 2 坂井岳夫「企業年金の活路となるか?——ソーシャルパートナー・モデルによる確定拠出年金」ビジネス法務 17 卷 10 号 (2017 年)

企業年金強化法(企業年金制度の改革のために、企業年金法、保険業法、所得税法、社会法典などの広範な法令を改正する法律。2017 年 7 月に成立)により導入されたドイツの企業年金法制のなかでもとくに特徴的な仕組みである、労働協約に基づく企業年金の新たな枠組み(ソーシャルパートナー・モデル)のもとで実施される確定拠出型の企業年金について解説を行っている。

すなわち、I では、日本とドイツの企業年金制度が直面している課題、日本とドイツにおける確定拠出型の企業年金をめぐる法制度の状況などについて言及しており、II では、ドイツの年金政策をめぐる近時における法改正の展開とそのなかでの企業年金強化法の位置づけなどについて解説している。

そして、III・IV では、ソーシャルパートナー・モデルの意義と特徴、当該枠組みが制度加入や給付水準に与える影響についての立法者の期待やその裏付けとなる調査結果、ドイツにおける年金政策の文脈のなかでの確定拠出型の企業年金に関する制度設計の特徴などについて解説しており、V では、当該制度の課題や展望などについて言及している。

## 3 西村健一郎=朝生万里子=金川めぐみ=河野尚子=坂井岳夫『社会保険の考え方——法

的理解と実務の論点』(ミネルヴァ書房、2018年)

社会保障法を構成する各制度のうちとくに社会保険を対象とする教科書のなかの、年金保険に関する章を執筆している。

すなわち、第1節では、年金保険の基本構造について、年金保険の実施体制という観点、および、年金支給の法的構造という観点から、分析と解説を行っている。

第2節・第3節では、公的年金である国民年金および厚生年金について、それぞれ、適用構造(被保険者、適用手続、年金記録)、保険給付(老齢年金・障害年金・遺族年金などの支給要件・給付内容など、厚生年金における離婚時の年金分割)、保険財政(保険料、基礎年金拠出金、国庫負担)の順に解説を行っている。

第4節では、近時における私的年金(公的年金を補足する企業年金、個人年金)の重要性の高まりに鑑みて、私的年金のなかでもとくに広範に活用されている(または、活用されてきた)企業年金の主要な枠組みである厚生年金基金、確定給付企業年金および確定拠出年金(企業型年金)について、解説を行っている。